

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	一般電気事業者が行う送配電サービスに係る制度（託送制度）の見直し	府省名	経済産業省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 電気事業法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定 <input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較 <input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	※

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲等に係る参考情報》

#### ○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、一般電気事業者、特定規模電気事業者及び発電設備を保有する非電気事業者の数が分かれば、御教示ください。

#### ○ 経済産業省の回答

一般電気事業者は10社、特定規模電気事業者は91社（平成25年7月現在）である。発電設備を保有する非電気事業者の数については把握していない。

### 《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

#### ○ 経済産業省の説明

電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、3段階のスケジュールに沿って改革を進めていくこととしており、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」とは、具体的には、それぞれ第2段階、第3段階の改革を進めていく中で、必要に応じて前段階のレビューを行うことを意味するものである。